

事 務 連 絡

令和3年3月26日

各都道府県建設業協会事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会

専務理事 山 崎 篤 男

緊急事態宣言後の取組について

平素は本会の業務運営に当たり、ご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止対策についてはご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

このたび、国土交通省から緊急事態宣言後の取組として、①飲食の場面及び職場におけるコロナ感染症対策について、②年度当初の研修での留意事項について通知がありました。

つきましては、引き続き貴会会員企業の皆様に対し、周知・ご協力方よろしく願いいたします。

以 上

事 務 連 絡
令和3年3月23日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局

飲食の場面及び職場におけるコロナ感染症対策のお知らせについて

緊急事態宣言解除後においても、これまでの経験を踏まえた取組が重要であることから、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、飲食の場面及び職場におけるコロナ感染症対策に関して、国民の皆様が飲食店を選ぶ際のポイント、各職場でぜひ取り組んでいただきたいポイント等につき、別添の通り事務連絡がまいりました。

つきましては、貴団体におかれましては、貴会会員に対し、改めて飲食の場面及び職場におけるコロナ感染症対策の徹底を図るよう広く周知し、注意喚起していただくようお願いいたします。

(別添1) 令和3年3月22日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡

「飲食の場面及び職場におけるコロナ感染症対策のお知らせ」

(別添2) 飲食の場面における新型コロナウイルス感染症防止対策宣言

(別添3) 職場における新型コロナウイルス感染症防止対策宣言

事 務 連 絡
令和３年３月２２日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

飲食の場面及び職場におけるコロナ感染症対策のお知らせ

緊急事態宣言解除後においても、これまでの経験を踏まえた取組が重要であることから、今般、国民の皆様が飲食店を選ぶ際のポイント、各職場でぜひ取り組んでいただきたいポイント等を、別添のとおりとりまとめました。

各都道府県におかれては、市区町村及び関係団体に周知いただくとともに、飲食店や企業を訪問する機会がある際に、積極的に周知いただくようお願いいたします。各府省庁におかれましては、各職員及び関係団体に周知いただくとともに、飲食店や企業を訪問する機会がある際に積極的に、周知いただくようお願いいたします。

なお、令和３年２月４日の事務連絡にて、「飲食の場における新型コロナウイルス感染症対策防止宣言～５つのポイント～」及び「職場における新型コロナウイルス感染症対策防止宣言～５つのポイント～」を周知したところですが、別添のとおりフォーマットを見直しましたので、改めて飲食店や職場における感染防止のための取組を勧奨するようにしてください。

別添の資料は、いずれも以下のアドレスから、ダウンロードすることができます。

<https://corona.go.jp/proposal>

飲食の場面におけるコロナ感染症対策のお知らせ



国民の皆様へ

～飲食店を選ぶ際のポイント～

●アクリル板の設置 (座席の間隔の確保)



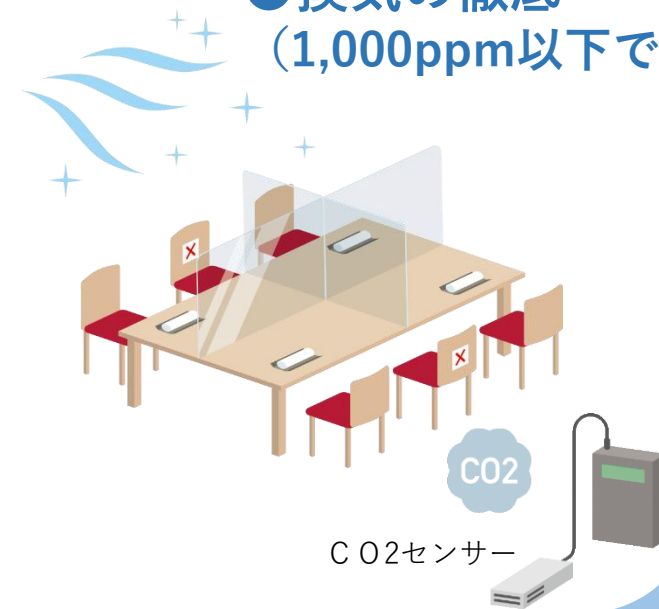
●食事中以外の マスク着用の推奨



●消毒液の設置



●換気の徹底 (1,000ppm以下で)



※主な飲食店予約サイトで飲食店の感染症対策が確認できます。

飲食店に行く際は、できるだけ、家族か、4人まででお願いします！

飲食店の皆様へ

～設備支援があります～

小規模事業者持続化補助金（経済産業省）

- ・小規模事業者の販路開拓や感染防止対策費用を最大100万円、3/4 補助緊急事態宣言の影響により本年1～3月売上 ▲30 %で補助金総額に占める感染防止対策費の上限を最大25万円から最大50万円に引上げ
 - ・3月下旬公募開始予定 ※1月8日以降のものが対象
- <https://seisansei.smrj.go.jp/>

高機能換気設備等の導入支援事業（環境省）

- ・中小企業等の高機能換気設備及び空調設備導入費用を1/2、最大1000万円補助
 - ・3月16日公募開始 ※1月8日以降のものが対象
- http://www.siz-kankyoku.jp/2020hoseico2-2_kanki.html



職場におけるコロナ感染症対策のお知らせ

～各職場でぜひ取り組んでいただきたいポイント～



●テレワーク、時差出勤の推進



●気兼ねなく休めるルール、雰囲気づくり



RE: お休みさせてください。

代わりに対応するから大丈夫！ お大事に。

本日、体調不良のためお休みさせていただきますでしょうか？

●密にならない工夫



●“場の切り替わり”での対策・呼びかけ



●基本的な感染防止対策



流水での手洗い



共用部分の消毒



マスクの着用

※業種別ガイドラインが定められている場合は、そちらもチェックしてください。ガイドラインはこちら➡

内閣官房 ガイドライン



飲食の場面における 新型コロナウイルス感染症 防止対策宣言

～取組の5つのポイント～

- ☐ 座席の配置などを工夫し、密にならず、
他のお客様との間隔を十分に取っています。
- ☐ 対面防止、定期的な換気、仕切り、
飲食時以外のマスク徹底、消毒液の設置など、
感染防止の基本的な対策を徹底しています。
- ☐ 要請された営業時間を守っています。
- ☐ “長時間飲食・飲みすぎ”にならないように呼びかけする
など、「感染リスクが高まる『5つの場面』」での
工夫を行っています。
- ☐ 体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、
実行できる雰囲気を作っています。

職場における 新型コロナウイルス感染症 防止対策宣言

～取組の5つのポイント～

☐

テレワーク・時差出勤等を推進しています。

☐

体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、
実行できる雰囲気を作っています。

☐

職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、
密にならない工夫を行っています。

☐

休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など
「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを
行っています。

☐

手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒
など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

事 務 連 絡
令和3年3月24日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局

年度当初の研修での留意事項について（周知依頼）

緊急事態宣言後においても、これまでの経験を踏まえた取組が重要である中、特に、年度当初は研修が多くなり、人の移動、飲食の場面が想定されることから、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、別添のとおり、年度当初の研修での留意事項について事務連絡がまいりました。

つきましては、貴団体におかれましては、貴会会員に対し、当該留意事項を周知いただき、必要な感染防止策の実施を勧奨して頂くようよろしくお願いいたします。

（別添）令和3年3月23日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡
「年度当初の研修での留意事項について」

関係各府省庁におかれては、年度当初の研修における感染防止策の徹底と関係団体への留意事項の周知徹底をお願いします。

事務連絡
令和3年3月23日

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

年度当初の研修での留意事項について

平素より新型コロナウイルス感染症対策の推進に御協力いただき感謝申し上げます。

緊急事態宣言後においても、これまでの経験を踏まえた取組が重要である中、特に、年度当初は研修が多くなり、人の移動、飲食の場面が想定されることから、別紙のとおり、留意事項をとりまとめました。

関係各府省庁におかれては、研修を実施する際には、オンラインによる研修の検討、業種別ガイドラインの遵守徹底、研修時期の見直し、研修時の懇親会等の自粛など、必要な感染防止策の実施を御検討いただくようにお願いします。

また、関係各府省庁におかれては、関係団体（地方公共団体、経済団体等）に対し、年度当初の研修での留意事項を周知いただき、必要な感染防止策の実施を勧奨していただくようにお願いします。

年度当初の研修での留意事項について

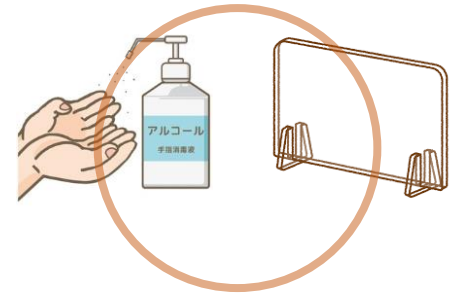
1. オンラインによる研修の検討

人の移動、人の集合による三密を避ける観点から、可能な限り、オンラインによる研修の開催を検討する。



2. 業種別ガイドラインの遵守徹底

研修や出張等については、業種別ガイドライン（オフィスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン等）の遵守徹底を図る。



3. 研修時期の見直し

感染状況等を踏まえ、研修の時期を見直す（分散開催も検討）。

4. 研修時の懇親会等の自粛

感染状況等を踏まえ、研修時に行われる懇親会等は、当面、開催の自粛を強く促す。

